令和７年（フ）第５９９１号
兵庫県芦屋市高浜町２番３－632号
破産者　三木本和孝
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０８７号
大阪府豊中市新千里西町１丁目１番10－1831号
破産者　松本　幸男
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６１５５号
大阪市東成区大今里西１丁目１番６－202号
破産者　村津　哲平
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５９１号
大阪市福島区吉野１丁目21番18－1101号
破産者　柿花　秀幸
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６４６号
大阪市鶴見区今津南３丁目１番８－1016号
破産者　齊藤　功次
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６８５号
大阪市天王寺区勝山１丁目８番４－603号
破産者　元山由香利こと　李　由香利
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９０号
大阪市城東区今福南４丁目６番37－409号
破産者　河村　和志
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６４号
大阪市都島区大東町３－３－１－705号、住民票上の住所大阪市都島区毛馬町１丁目５番９号　アート都島毛馬　102号
破産者　松田　康伸
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７１０号
大阪市福島区海老江８丁目８番31号
破産者　徳山洋子こと　ＭＩＮ　ＹＡＮＧＪＡ　閔　　洋子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８３１号
大阪府守口市高瀬町４丁目１番44号
破産者　竹内　正明
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９８１号
大阪市西成区長橋１－９－１－405、住民票上の住所大阪府泉大津市曽根町２丁目２番41－306号
破産者　諸石　夢斗
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１００８号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目７番２－708号
破産者　小川　将人
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１４７号
大阪市住之江区平林南２丁目９番１－603号
破産者　中辻　嘉男
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３０８号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目46番６－605号
破産者　前岡　達也
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３２８号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目１番11号　セントハイツ　203号
破産者　園田　理史
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４７５号
大阪市鶴見区今津中３丁目５番１－710号
破産者　森山絵理子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５１１号
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番12－2006号
破産者　山下　和昭
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５６９号
大阪府豊中市服部本町１丁目８番２の２号
破産者　林　　洋輝
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７５９号
大阪市平野区喜連４丁目７番20号
破産者　山本　真也
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部